

(6) JR北海道等が所有する土地等に係る特例措置の延長（地価税）

内 容

地域住民の交通の確保のため、厳しい経営環境にあるJR北海道等が所有する土地等に係る特例措置について、課税再開時の検討を確約。

JR三島特例・承継特例の延長等

●現行制度

三島特例：JR三島会社の所有又は借り受け資産に係る固定資産税等の課税標準を1/2に軽減

承継特例：JR三島・貨物会社が国鉄から承継した資産に係る固定資産税等の課税標準を3/5

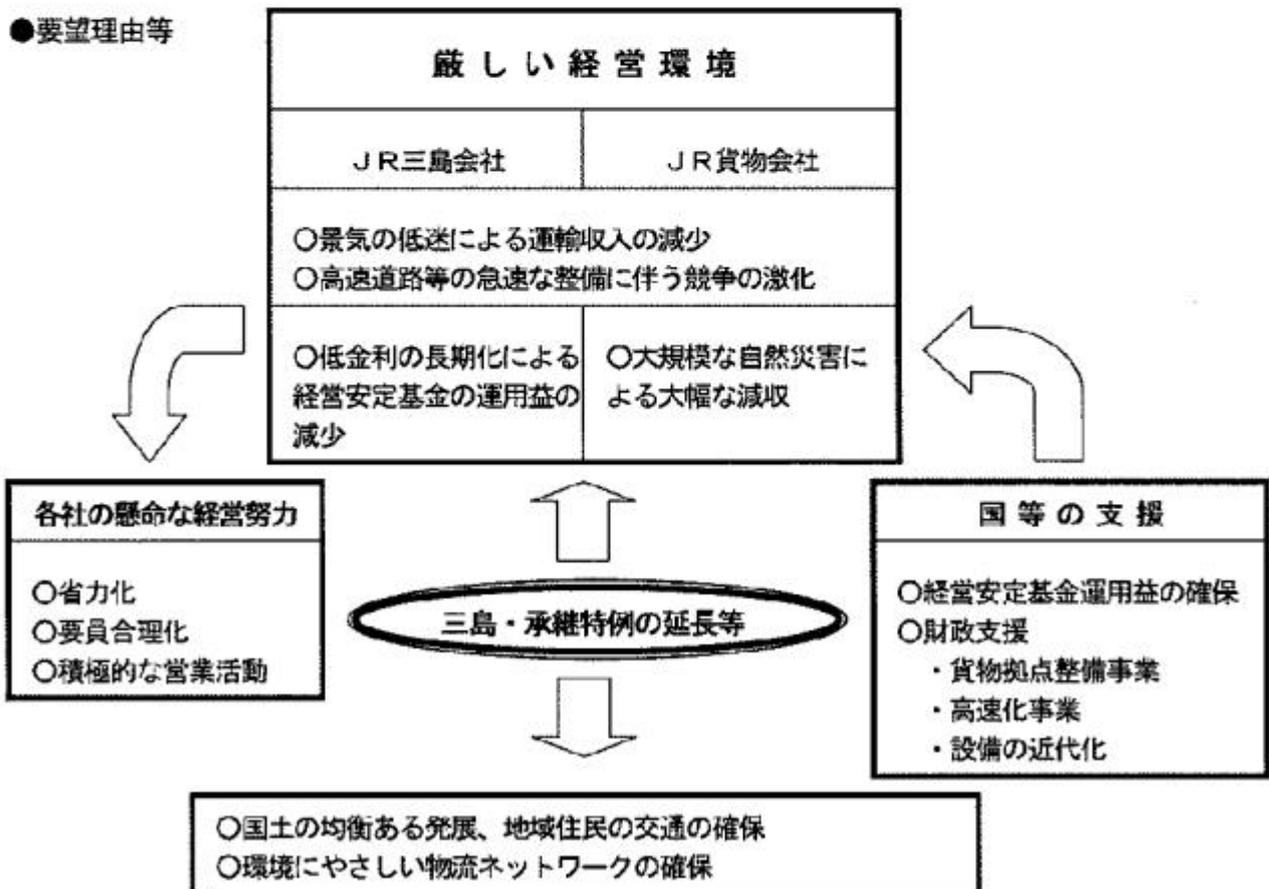
[現行 1/2]に軽減

(承継した資産のうち三島特例対象となるものについては、課税標準をさらに1/2)

●要望内容

現行制度の適用期限の延長等

●要望理由等



参考

輸送人員、輸送トン数の推移

